

委託研究契約書

《契約先機関名》(以下「研究機関」という。)と独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、機構の再生医療実現拠点ネットワークプログラム(《事業名》)の実施に関し、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約項目)

機構は、研究機関を「《大学等企業等》」と認め、次の委託研究の実施を委託し、研究機関はこれを受託する。

- (1) 委託研究の題目: 「《研究題目》」
- (2) 委託研究実施期間: 《研究実施期間(契約)開始日》から《研究実施期間(契約)終了予定日》まで
- (3) 委託研究費の額: 《委託費総額(合計・予算)》円

(うち消費税額及び地方消費税額 《内消費税(委託費総額)》円)

委託研究費の額は、本委託研究に対し機構が行う評価等により、機構が増額又は減額を行う場合がある。

- (4) 委託研究目的及び内容: 別添研究計画書のとおりとする。

- (5) 契約一般条項: 別記の通りとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(研究機関)

(機 構) 東京都千代田区五番町7 K's五番町
独立行政法人 科学技術振興機構
分任研究契約担当者



別記

(定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「本委託研究」とは、契約項目に基づき研究機関に対して委託される研究をいう。
- (2)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。
- (3)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。
- (4)「間接経費」とは、本委託研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究機関が使用する経費をいう。
- (5)「研究担当者」とは、本委託研究を中心的に行う者として研究計画書に定める者をいう。
- (6)「研究員等」とは、研究機関又は機構に属し、研究担当者のもとで本委託研究に従事する者をいう。
- (7)「研究者等」とは、研究担当者及び研究員等を個別に又は総称していう。
- (8)「委託研究実施期間」とは、本委託研究を行う期間をいう。
- (9)「事務処理説明書」とは、本委託研究の事務処理のために機構が定める再生医療実現拠点ネットワークプログラム委託研究契約事務処理説明書をいう。
- (10)「研究計画書」とは、本委託研究の研究計画(その後の変更を含む。)をいう。
- (11)「研究成果」とは、本契約に基づき本委託研究において得られた成果をいう。
- (12)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国における当該各権利に相当する権利
 - イ 前アに定める各権利を受ける権利
 - ウ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)、著作隣接権、報酬請求権(著作権法第94条の2、第95条の3第3項及び第97条の3第3項に規定するもの)、二次使用料請求権(著作権法第95条第1項及び第97条第1項に規定するもの)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、研究機関及び機構協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体物」という。)
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
 - (iii) (i)又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (13)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (14)「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行為並びにノウハウ、及び成果有体物を使用する行為をいう。
- (15)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。
- (16)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。
 - ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人
 - イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関
 - ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、機構が認めるもの
- (17)「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。

(法令及び指針等の遵守・善管注意義務)

第2条 研究機関は、本委託研究の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、

関係する法令等を遵守するものとし、かつ、本委託研究を効率的に実施するよう努めなければならない。

- 2 研究機関は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に則り本委託研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に遂行するものとする。
- 3 研究機関は、研究機関の責任において、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日文科科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会。その後の改正を含む。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。その後の改正を含む。併せて「ガイドライン等」という。）を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。
- 4 機構は、ガイドライン等に従って、研究機関に対して必要な措置等を指示することができるものとし、研究機関は機構の指示に従うものとする。
- 5 研究機関は、研究不正行為等の未然防止策の一環として事業に参画する研究者等に対して、研究倫理に関する教材等により履修を義務付けることとする。

（委託研究費の支払い）

- 第3条 研究機関は機構が別途指定する委託研究費の支払方法に従い、請求書を作成し、機構にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に概算払いとして支払う直接経費の[30%]に相当する額を超えないものとする。
- 2 機構は、当該請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を研究機関に支払うものとする。

（計画の変更）

- 第4条 研究機関は、研究計画書を変更しようとする場合（本条第2項及び第4項に規定する場合を除く。）において、次の各号の一に該当するときは、研究計画変更承認申請書を機構に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 研究計画書の「I. 委託研究の内容」に関する変更をしようとするとき
 - (2) 計画様式1「平成26年度経費等内訳書」における大項目と大項目の間で経費の流用を行うことにより、いずれかの大項目の額が直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は500万円）を超えて増減する変更をしようとするとき
- 2 研究機関は、委託研究を中止又は廃止しようとする場合は、委託研究中止（廃止）承認申請書を機構に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 機構は、前2項の承認をするときは、条件を付することができる。
 - 4 研究機関は、住所、名称、代表者名及び代理人を変更したときは、研究計画変更届により、機構に遅滞なく届け出なければならない。
 - 5 研究機関は、第1項、第2項及び第4項以外の変更について、機構が委託研究契約事務処理説明書等により別に手続きを定める場合には、その手続きに従わなければならない。

（中間報告）

- 第5条 研究機関は、機構の要求があるときは、委託研究の進捗状況について、委託研究中間報告書を作成し、機構の指定する期日までに提出しなければならない。

（中止又は廃止の報告）

- 第6条 研究機関は、第4条第2項の規定に基づく委託研究の中止又は廃止の承認を受けたときは、委託研究中止（廃止）報告書を作成し、中止又は廃止の日から30日以内に機構に提出しなければならない。

（実績報告）

- 第7条 研究機関は、委託研究実施期間が終了したとき又は委託研究が完了したときは、委託研究実績報告書を作成し、委託研究実施期間の終了した日又は委託研究の完了した日から30日以内に機構に提出しなければならない。

（成果報告）

第 8 条 研究機関は、委託研究実施期間の終了又は委託研究の完了、中止若しくは廃止の日のいずれか早い日から起算して60日以内に委託研究成果報告書を機構に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第 9 条 研究機関は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本契約終了後5年間保管するものとする。

2 研究機関は、機構から帳簿及び証拠書類の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(取得物品の帰属等)

第 10 条 契約項目において大学等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。

- (1) 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、研究機関に帰属するものとする。
 - (2) 研究機関は、(i)第 23 条第 1 項第 1 号の規定により本委託研究が中止され、本委託研究と同テーマの研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施されることが予定されている場合、又は(ii)委託研究実施期間終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本委託研究と同テーマの研究が当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとする。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の再生医療実現拠点ネットワークプログラムとして当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構は研究機関から他の研究機関への取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担できるものとする。
 - (3) 前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があると機構が認める場合には、研究機関は機構の指示に従い、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、研究機関は当該移設及び工事について協力するものとする。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の再生医療実現拠点ネットワークプログラムとして当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構は研究機関からの取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担できるものとする。
 - (4) 研究機関は、取得物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
 - (5) 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。
- 2 契約項目において企業等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。
- (1) 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、機構に帰属するものとし、研究機関は、機構に帰属した取得物品を委託研究実施期間終了までの間、無償で使用することができるものとする。
 - (2) 研究機関は、取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。
 - (3) 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。

(提供物品の使用等)

第 11 条 機構は、本委託研究の遂行上必要と認められる場合には、機構及び研究機関が協議の上、機構が取得した物品等(以下「提供物品」という。)を研究機関が使用することを認めることとする。この場合における提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の調達、搬入及び据え付けに要する経費は、機構の負担とする。

2 研究機関は、提供物品を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

3 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。

(委託研究実施期間終了後の物品等の取り扱い)

第 12 条 機構は、契約項目において大学等と認められた研究機関が使用する提供物品について、委託研究実施期間終了後遅滞なく当該提供物品を研究機関に譲渡し、研究機関は本委託研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、機構が継続使用又は処分を行う場合は、こ

の限りでない。

- 2 契約項目において企業等と認められた研究機関が使用する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、委託研究実施期間終了後遅滞なく有償で機構から借り受け本委託研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後機構から買い取るものとする。ただし、機構が継続使用又は処分を行う場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属)

- 第13条 機構は、研究機関が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものとする。)及び/又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)(以下「遵守事項」と総称する。)を遵守することを条件に、研究機関に所属する研究者等が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を研究機関から譲り受けないものとする。ただし、研究機関が当該知的財産権を放棄した場合は、この限りでない。
- 2 機構は、研究機関が遵守事項を遵守しない場合、第1項に定める知的財産権を無償で譲り受けることができるものとし、研究機関は、これらの知的財産権を譲渡しなければならないものとする。

(知的財産権の譲渡その他)

- 第14条 機構は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、出願後に、研究機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産権の発明者の同意が得られること及び研究機関が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産権に対して機構が有する持分を適正な対価をもって研究機関に譲渡することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、研究機関から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受けた時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しないことができる。

(知的財産権に関する報告・通知)

- 第15条 研究機関は、第13条又は第14条の規定に基づき研究機関に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。
- (1) 出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書により機構に対し通知するものとする。
 - (2) 研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、機構が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、機構に通知するものとする。
 - (3) 研究機関は、第1号の出願又は申請を行った知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(ただし、第5号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)をしたとき、並びにその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(ただし、第5号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く)(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財産権の実施等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権実施通知書により、機構に通知するものとする。
 - (4) 研究機関は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、予め機構の承諾を得るものとする。
 - (5) 研究機関は、第三者に対し、専用実施権等(仮専用実施権を含む。)を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、予め機構の承諾を得るものとする。
 - (6) 合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第11条第3項各号に定める場合には、研究機関は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書又は知的財産権実施通知書により、

機構に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。

- (7) 研究機関は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転を行う場合、当該第三者をして遵守事項を遵守させるものとする。

(知的財産権に関わるその他)

第 16 条 研究機関及び機構は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

- 2 機構及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、機構所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
- 3 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究の成果に関し、機構に納入された著作物にかかわる著作権について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)にかかわる著作権については、機構が研究機関よりプログラム等の納品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。
- 4 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本委託研究の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を研究機関自身の責任において行うものとする。
- 5 研究機関は、委託研究の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託研究による成果である旨を表記するものとする。

(研究機関の責任及び事故報告等)

第 17 条 本委託研究の過程で研究機関、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合においても、研究機関はその費用と責任において解決するものとし、機構は一切の責任を負わないものとする。研究機関は、これらの損害が生じた場合、速やかにその詳細を機構に対し書面により報告しなければならない。但し、機構に責任がある場合は、この限りではない。

(再委託)

第 18 条 研究機関は、本委託研究を第三者に再委託してはならない。ただし、研究機関は、機構が本委託研究の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究の一部を第三者に再委託することができる。

(秘密保持)

第 19 条 研究機関及び機構は、本委託研究の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

- 2 研究機関及び機構は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
 - (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報
- 4 研究機関及び機構は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は主務省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。

- 5 研究機関及び機構は、それぞれ自己に所属する研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、研究機関及び機構は研究者等以外の者で本委託研究に従事又は関与する者から秘密情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。
- 6 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 7 本条の効力は本契約終了後も5年間存続するものとする。

(研究成果の公表)

- 第20条 研究機関及び機構は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表することを確認する。
- 2 研究者等が研究成果を外部に公表する場合、研究機関及び機構は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。
 - 3 研究機関又は機構による研究成果の公表が、研究機関又は機構の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究成果の調査)

- 第21条 機構は、当該研究成果にかかる追跡調査及び成果展開調査等を行うことができる。研究機関は、機構からの通知に基づき、かかる調査等に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。

(委託研究費の精算及び繰越し)

- 第22条 機構は、第6条の規定に基づく委託研究中止(廃止)報告書又は第7条の規定に基づく委託研究実績報告書を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、契約金額と本委託研究の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、機構が支払うべき経費の額として、精算する。
- 2 研究機関は、既に支払を受けた委託研究費が前項の機構が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を機構の指示に従い返還するものとする。
 - 3 契約項目において大学等と認められた研究機関が別途機構が定める申請書を提出し、かつ、機構が当該申請を承認した場合に限り、研究機関は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度における委託研究費の未使用額を機構に返還することなく繰越して、次期事業年度に委託研究費と合せて使用することができる。

(停止、中止又は期間の変更)

- 第23条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本委託研究の停止又は中止を研究機関に指示することができるものとし、研究機関はこれに従うものとする。また研究機関は、次の1号から3号の何れかの事由が発生した場合、遅滞なく機構に報告しなければならない。

- (1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないと機構が判断した場合
 - (2) 第24条、第28条に定める本契約の解除事由が発生した場合
 - (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
 - (4) 研究機関が第2条第4項に定める指示に従わない場合
 - (5) 研究者等が第2条第5項に定める義務を果たさない場合
 - (6) 機構が必要に応じ行う評価により、本委託研究を継続することが適当でないと機構が判断した場合
- 2 第1項により機構から本委託研究の中止を指示された場合、本委託研究はその時点で終了し、前条に従い、研究機関は委託研究実績報告書等を機構に提出し、機構と研究機関間で委託研究費の精算を行う。

(契約の解除)

- 第24条 研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、機構は本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部の返還を請求でき

るものとし、その場合、研究機関は、機構の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 研究機関が本契約又は本委託研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (2) 研究機関が本契約に違反したとき。
 - (3) 研究機関における研究者等が、機構が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」に規定する研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等(以下「不正行為等」と総称する。)を行ったとき。
 - (4) 研究機関に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。
 - (5) 研究機関が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合
 - (6) 研究機関が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合
 - (7) 研究機関が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合
- 2 研究機関は、前項により機構が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第 25 条 機構は、機構が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」に規定する不正行為等を行った研究者等に対して、機構の全ての事業について、同規則に基づく処分を行うことができるものとする。

- 2 機構は、国の行政機関及び独立行政法人(機構を含む。)が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

(調査)

第 26 条 機構は、研究機関の本契約に基づく経理管理及び委託研究の進捗状況につき確認が必要であると認められる場合、研究機関に通知の上、本委託研究について調査することができる。研究機関は、かかる確認作業に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、機構は、研究機関又は研究者等が本委託研究に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合には、研究機関に対し調査を要請することができ、研究機関はその調査結果を文書で機構に報告する。この場合、必要に応じて機構が自ら調査することができるものとし、研究機関は機構の調査に協力する。
- 3 機構が本委託研究に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、研究機関に対し、機構が必要と認める間、委託研究費の使用の停止を指示することができ、研究機関はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、機構は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。
- 4 機構は、第 1 項に定める調査又は第 2 項に定める報告の結果、不正行為等の事実が確認できたときは、本契約に定める措置のほか機構の関係する規定その他法令等に従い必要な措置を講じることができるものとする。

(管轄)

第 27 条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力の排除)

第 28 条 研究機関は、下記の各号の一に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、機構は、研究機関が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 研究機関が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 研究機関の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

- (3) 研究機関の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 機構は、研究機関が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 研究機関が、機構に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は機構の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 研究機関が、偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害すること。
- (3) 研究機関が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。
- (4) 研究機関が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 研究機関の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 研究機関は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、機構に対し、損害賠償を請求することはできない。
- 4 機構は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を研究機関から徴収するものとする。

(協議)

第 29 条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両当事者誠実に協議の上定めるものとする。

「以下、余白」